

結果の概要

1 労働時間制度

(1) 所定労働時間

1日の所定労働時間は、1企業平均7時間46分（平成29年調査7時間45分）、労働者1人平均7時間45分（同7時間43分）となっている。

週所定労働時間は、1企業平均39時間31分（同39時間25分）、労働者1人平均39時間02分（同39時間01分）となっている。

週所定労働時間の1企業平均を企業規模別にみると、「1,000人以上」が38時間58分、「300～999人」が39時間09分、「100～299人」が39時間16分、「30～99人」が39時間39分となっている。産業別にみると、「金融業, 保険業」が38時間21分で最も短く、「宿泊業, 飲食サービス業」が39時間56分で最も長くなっている。（第1表）

第1表 1日及び週所定労働時間

企業規模・産業・年	(単位：時間、分)				(単位：%)	
	1日の所定労働時間		週所定労働時間		構成比割合	
	1企業平均 ¹⁾	労働者1人平均 ²⁾	1企業平均 ¹⁾	労働者1人平均 ²⁾	全企業 ³⁾	労働者計 ⁴⁾
平成30年調査計	7 : 46	7 : 45	39 : 31	39 : 02	[100.0]	<100.0>
1,000人以上	7 : 46	7 : 44	38 : 58	38 : 41	[2.3]	< 37.5>
300～999人	7 : 46	7 : 45	39 : 09	39 : 01	[7.2]	< 19.8>
100～299人	7 : 45	7 : 44	39 : 16	39 : 06	[21.5]	< 21.0>
30～99人	7 : 46	7 : 47	39 : 39	39 : 35	[69.0]	< 21.7>
鉱業, 採石業, 砂利採取業	7 : 40	7 : 34	39 : 23	38 : 30	[0.1]	< 0.0>
建設業	7 : 43	7 : 46	39 : 47	39 : 33	[6.3]	< 5.1>
製造業	7 : 50	7 : 49	39 : 26	39 : 07	[21.0]	< 26.6>
電気・ガス・熱供給・水道業	7 : 42	7 : 40	38 : 41	38 : 24	[0.1]	< 0.6>
情報通信業	7 : 44	7 : 40	38 : 50	38 : 24	[3.2]	< 5.0>
運輸業, 郵便業	7 : 43	7 : 45	39 : 50	39 : 17	[7.6]	< 8.3>
卸売業, 小売業	7 : 46	7 : 45	39 : 44	39 : 08	[18.6]	< 14.7>
金融業, 保険業	7 : 38	7 : 32	38 : 21	37 : 22	[1.0]	< 4.2>
不動産業, 物品賃貸業	7 : 46	7 : 46	38 : 59	38 : 55	[1.9]	< 1.8>
学術研究, 専門・技術サービス業	7 : 42	7 : 41	38 : 40	38 : 30	[2.5]	< 2.9>
宿泊業, 飲食サービス業	7 : 45	7 : 48	39 : 56	39 : 40	[6.0]	< 2.9>
生活関連サービス業, 娯楽業	7 : 41	7 : 39	39 : 48	39 : 22	[4.3]	< 2.4>
教育, 学習支援業	7 : 46	7 : 38	39 : 22	38 : 58	[3.0]	< 3.3>
医療, 福祉	7 : 48	7 : 44	39 : 21	39 : 00	[16.5]	< 14.7>
複合サービス事業	7 : 35	7 : 48	38 : 46	39 : 15	[0.4]	< 1.7>
サービス業(他に分類されないもの)	7 : 46	7 : 46	39 : 35	39 : 20	[7.3]	< 5.8>
平成29年調査計	7 : 45	7 : 43	39 : 25	39 : 01		

注：1) 「1企業平均」は、企業において最も多くの労働者に適用される1日の所定労働時間、週所定労働時間をそれぞれ平均したものである。

2) 「労働者1人平均」は、企業において最も多くの労働者に適用される1日の所定労働時間、週所定労働時間を企業の労働者数（所定労働時間の定めのない者は除く。）によりそれぞれ加重平均したものである。

3) [] 内の数値は、全企業に対する企業規模、産業別の企業割合である。

4) < > 内の数値は、全労働者に対する企業規模、産業別の労働者割合である。

(2) 週休制

主な週休制の形態をみると、「何らかの週休2日制」を採用している企業割合は84.1%（平成29年調査87.2%）となっている。

「完全週休2日制」を採用している企業割合は46.7%（同46.9%）となっている。これを企業規模別にみると、「1,000人以上」が64.8%、「300～999人」が56.7%、「100～299人」が52.0%、「30～99人」が43.4%となっている。（第2表）

第2表 主な週休制¹⁾の形態別企業割合

（単位：％）

企業規模・年	全企業	週休1日制 又は 週休1日半制	何らかの 週休2日制	完全週休2日制		完全週休 2日制より 休日日数が 実質的に 多い制度 ³⁾
				完全週休 2日制より 休日日数が 実質的に 少ない制度 ²⁾	完全週休 2日制	
平成30年調査計	100.0	8.9	84.1	37.4	46.7	6.9
1,000人以上	100.0	2.9	86.8	22.0	64.8	10.3
300～999人	100.0	4.1	88.6	31.9	56.7	7.3
100～299人	100.0	6.7	85.0	33.1	52.0	8.3
30～99人	100.0	10.3	83.3	39.9	43.4	6.3
平成29年調査計	100.0	6.8	87.2	40.3	46.9	6.0

注：1) 「主な週休制」とは、企業において最も多くの労働者に適用される週休制をいう。

2) 「完全週休2日制より休日日数が実質的に少ない制度」とは、月3回、隔週、月2回、月1回の週休2日制等をいう。

3) 「完全週休2日制より休日日数が実質的に多い制度」とは、月1回以上週休3日制、3勤3休、3勤4休等をいう。

週休制の形態別適用労働者割合をみると、「何らかの週休2日制」が適用されている労働者割合は86.5%（平成29年調査87.5%）、「完全週休2日制」が適用されている労働者割合は59.4%（同58.4%）となっている（第3表）。

第3表 週休制の形態別適用労働者割合

（単位：％）

企業規模・年	労働者計	週休1日制 又は 週休1日半制	何らかの 週休2日制	完全週休2日制		完全週休 2日制より 休日日数が 実質的に 多い制度 ²⁾
				完全週休 2日制より 休日日数が 実質的に 少ない制度 ¹⁾	完全週休 2日制	
平成30年調査計	100.0	4.4	86.5	27.1	59.4	9.0
1,000人以上	100.0	1.5	87.9	15.3	72.6	10.6
300～999人	100.0	3.4	87.2	29.1	58.2	9.3
100～299人	100.0	5.6	85.5	33.0	52.5	8.9
30～99人	100.0	9.0	84.7	39.1	45.6	6.4
平成29年調査計	100.0	3.6	87.5	29.2	58.4	8.9

注：1) 「完全週休2日制より休日日数が実質的に少ない制度」とは、月3回、隔週、月2回、月1回の週休2日制等をいう。

2) 「完全週休2日制より休日日数が実質的に多い制度」とは、月1回以上週休3日制、3勤3休、3勤4休等をいう。

(3) 年間休日総数

平成29年（又は平成28会計年度）の年間休日総数の1企業平均は107.9日（平成29年調査108.3日）、労働者1人平均は113.7日（同113.7日）となっている。

1企業平均年間休日総数を企業規模別にみると、「1,000人以上」が114.9日、「300～999人」が112.5日、「100～299人」が110.3日、「30～99人」が106.4日となっている。産業別にみると、「情報通信業」及び「学術研究、専門・技術サービス業」が118.8日で最も長く、「宿泊業、飲食サービス業」が97.1日で最も短くなっている。（第4表）

第4表 年間休日総数階級別企業割合、1企業平均年間休日総数及び労働者1人平均年間休日総数

（単位：％）

企業規模・産業・年	全企業	年間休日総数階級								1企業平均年間休日総数 1) (日)	労働者1人平均年間休日総数 2) (日)
		69日以下	70～79日	80～89日	90～99日	100～109日	110～119日	120～129日	130日以上		
平成30年調査計	100.0	1.4	3.6	6.3	9.1	34.0	20.5	23.8	1.2	107.9	113.7
1,000人以上	100.0	0.3	0.4	0.4	2.9	25.9	29.8	39.7	0.7	114.9	118.0
300～999人	100.0	0.5	1.6	2.0	4.2	30.0	25.5	35.2	0.9	112.5	114.4
100～299人	100.0	0.7	3.0	4.8	6.0	30.3	25.3	28.7	1.2	110.3	111.9
30～99人	100.0	1.8	4.2	7.4	10.8	35.8	18.3	20.6	1.2	106.4	107.9
鉱業、採石業、砂利採取業	100.0	-	0.9	13.0	17.4	46.7	10.9	11.0	-	103.8	109.9
建設業	100.0	2.4	3.8	13.7	15.2	31.0	8.5	25.4	0.0	104.0	112.2
製造業	100.0	0.3	0.7	4.0	6.4	29.2	31.0	27.0	1.4	111.4	117.6
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	-	1.3	-	3.9	12.4	23.1	59.3	-	116.8	120.9
情報通信業	100.0	0.5	0.3	-	2.7	8.5	22.2	64.0	1.7	118.8	119.8
運輸業、郵便業	100.0	3.3	8.7	11.5	13.0	40.2	13.3	10.0	-	100.3	106.6
卸売業、小売業	100.0	1.8	4.3	5.2	11.0	41.2	17.8	17.8	0.9	105.7	111.0
金融業、保険業	100.0	-	-	0.4	0.7	4.4	59.9	32.9	1.6	118.4	119.1
不動産業、物品賃貸業	100.0	1.4	0.1	7.1	11.2	29.8	24.7	23.7	1.9	109.6	115.9
学術研究、専門・技術サービス業	100.0	-	0.4	-	1.1	7.5	34.2	55.5	1.3	118.8	119.6
宿泊業、飲食サービス業	100.0	4.6	7.6	18.0	16.9	41.4	3.3	8.2	-	97.1	102.9
生活関連サービス業、娯楽業	100.0	1.7	6.7	11.5	7.1	36.3	15.0	21.2	0.5	104.6	105.6
教育、学習支援業	100.0	1.4	2.6	5.1	10.7	26.3	16.5	26.1	11.3	112.7	113.3
医療、福祉	100.0	-	4.0	4.0	6.2	40.4	24.7	19.4	1.2	109.4	111.5
複合サービス事業	100.0	1.0	2.5	4.0	13.8	18.0	30.0	30.7	-	110.4	119.7
サービス業(他に分類されないもの)	100.0	2.5	3.5	2.2	9.1	33.5	13.1	35.7	0.5	109.0	112.5
平成29年調査計	100.0	1.2	3.5	6.0	9.9	34.2	16.1	27.7	1.2	108.3	113.7

注：1) 「1企業平均年間休日総数」は、平成29年（又は平成28会計年度）1年間で、企業において最も多くの労働者に適用される年間休日総数を平均したものである。

2) 「労働者1人平均年間休日総数」は、平成29年（又は平成28会計年度）1年間で、企業において最も多くの労働者に適用される年間休日総数を、その適用される労働者により加重平均したものである。

(4) 年次有給休暇

平成29年（又は平成28会計年度）1年間に企業が付与した年次有給休暇日数（繰越日数を除く。）は労働者1人平均18.2日（平成29年調査18.2日）、そのうち労働者が取得した日数は9.3日（同9.0日）で、取得率は51.1%（同49.4%）となっている。

取得率を企業規模別にみると、「1,000人以上」が58.4%、「300～999人」が47.6%、「100～299人」が47.6%、「30～99人」が44.3%となっている。産業別にみると、「電気・ガス・熱供給・水道業」が72.9%と最も高く、「宿泊業, 飲食サービス業」が32.5%と最も低くなっている。（第5表）

第5表 労働者1人平均年次有給休暇の取得状況

性・企業規模・産業・年	労働者1人平均 付与日数 ¹⁾ (日)	労働者1人平均 取得日数 ²⁾ (日)	労働者1人平均 取得率 ³⁾ (%)
平成30年調査計	18.2	9.3	51.1
男	18.7	8.9	47.5
女	17.2	9.8	57.0
1,000人以上	19.1	11.2	58.4
300～999人	18.0	8.6	47.6
100～299人	17.7	8.4	47.6
30～99人	17.5	7.7	44.3
鉱業, 採石業, 砂利採取業	18.4	11.6	62.9
建設業	18.2	7.0	38.5
製造業	18.8	11.0	58.4
電気・ガス・熱供給・水道業	19.5	14.2	72.9
情報通信業	19.2	11.5	59.8
運輸業, 郵便業	18.1	9.3	51.4
卸売業, 小売業	18.2	6.5	35.8
金融業, 保険業	19.3	11.2	58.3
不動産業, 物品賃貸業	17.2	8.6	49.9
学術研究, 専門・技術サービス業	18.4	10.1	54.7
宿泊業, 飲食サービス業	16.1	5.2	32.5
生活関連サービス業, 娯楽業	18.3	6.7	36.5
教育, 学習支援業	18.6	8.0	43.3
医療, 福祉	17.0	8.9	52.2
複合サービス事業	20.1	13.0	64.7
サービス業(他に分類されないもの)	17.3	9.5	54.8
平成29年調査計	18.2	9.0	49.4

注：1) 「付与日数」は、繰越日数を除く。

2) 「取得日数」は、平成29年（又は平成28会計年度）1年間に実際に取得した日数である。

3) 「取得率」は、取得日数計／付与日数計×100(%)である。

(5) 特別休暇制度

夏季休暇、病気休暇等の特別休暇制度がある企業割合は60.3%となっており、これを特別休暇制度の種類別（複数回答）にみると、「夏季休暇」44.5%、「病気休暇」25.5%、「リフレッシュ休暇」12.4%、「ボランティア休暇」4.3%、「教育訓練休暇」4.2%、「1週間以上の長期の休暇」14.8%となっている（第6表）。

第6表 特別休暇制度の有無、種類別企業割合

（単位：％）

企業規模・年	全企業	特別休暇制度がある企業	特別休暇制度の種類（複数回答）						特別休暇制度がない企業
			夏季休暇	病気休暇	リフレッシュ休暇	ボランティア休暇	教育訓練休暇	左記以外の1週間以上の長期の休暇 ¹⁾	
			平成30年調査計	100.0	60.3	44.5	25.5	12.4	
1,000人以上	100.0	77.4	41.3	40.0	47.6	22.8	4.4	21.3	22.6
300～999人	100.0	69.5	45.5	31.1	29.9	10.8	3.6	18.9	30.5
100～299人	100.0	65.6	46.5	28.2	18.2	6.4	2.8	18.9	34.4
30～99人	100.0	57.1	43.9	23.6	7.7	2.4	4.7	12.8	42.9
平成30 [*] 年調査計 ²⁾	100.0	58.3	43.4	22.7	12.0	3.3	4.1	12.6	41.7
平成25年調査計	100.0	57.9	44.7	22.4	11.1	2.8	3.2	11.3	42.1

注：「特別休暇」とは、法定休暇（年次有給休暇、産前・産後休暇、育児休業、介護休業、子の看護のための休暇等）以外に付与される休暇で、就業規則等で制度（慣行も含む。）として認められている休暇をいう。

1) 「1週間以上の長期の休暇」には、法定休暇で法律の規定よりも労働者を優遇している場合の上積りは含まない。

2) 「平成30^{*}年調査計」は、「常用労働者30人以上である会社組織の民営企業」で、「複合サービス事業」を含まない集計であり、平成25年調査と時系列で比較する場合には、こちらを参照されたい。

特別休暇制度がある企業について、休暇中の賃金を全額支給する企業割合をみると、「夏季休暇」82.5%、「病気休暇」41.5%、「リフレッシュ休暇」97.0%、「ボランティア休暇」74.6%、「教育訓練休暇」86.4%、「1週間以上の長期の休暇」85.7%となっている。

1企業平均1回当たり最高付与日数をみると、「夏季休暇」4.4日、「病気休暇」167.7日、「リフレッシュ休暇」5.5日、「ボランティア休暇」31.8日、「教育訓練休暇」23.1日、「1週間以上の長期の休暇」8.9日となっている。（第7表）

第7表 特別休暇制度がある企業の賃金の支給状況別企業割合及び1企業平均1回当たり最高付与日数

<平成30年調査>

（単位：％）

特別休暇制度の種類	特別休暇制度がある企業 ¹⁾	賃金の支給状況			1企業平均1回当たり最高付与日数 ²⁾ （日）
		全額	一部	無給	
		夏季休暇	100.0	82.5	
病気休暇	100.0	41.5	19.7	38.8	167.7
リフレッシュ休暇	100.0	97.0	1.2	1.8	5.5
ボランティア休暇	100.0	74.6	12.2	13.3	31.8
教育訓練休暇	100.0	86.4	6.8	6.8	23.1
上記以外の1週間以上の長期の休暇 ³⁾	100.0	85.7	1.5	12.9	8.9

注：1) 「特別休暇制度がある企業」には、「賃金の支給状況」が「不明」の企業を含まない。

2) 「1企業平均1回当たり最高付与日数」は、各企業の休暇制度で定められている最高付与日数の平均である。

3) 「1週間以上の長期の休暇」には、法定休暇で法律の規定よりも労働者を優遇している場合の上積りは含まない。

(6) 変形労働時間制

変形労働時間制を採用している企業割合は60.2%（平成29年調査57.5%）となっている。企業規模別にみると、「1,000人以上」が74.5%、「300～999人」が68.8%、「100～299人」が62.4%、「30～99人」が58.2%となっている。産業別にみると、「鉱業,採石業,砂利採取業」が80.2%で最も高く、「金融業,保険業」が27.6%で最も低くなっている。

これを変形労働時間制の種類別（複数回答）にみると、「1年単位の変形労働時間制」が35.3%、「1か月単位の変形労働時間制」が22.3%、「フレックスタイム制」が5.6%となっている。（第8表）

第8表 変形労働時間制の有無、種類別採用企業割合

（単位：％）

企業規模・産業・年	全企業	変形労働時間制を採用している企業 ¹⁾	変形労働時間制の種類（複数回答）			変形労働時間制を採用していない企業
			1年単位の変形労働時間制	1か月単位の変形労働時間制	フレックスタイム制	
平成30年調査計	100.0	60.2	35.3	22.3	5.6	39.8
1,000人以上	100.0	74.5	22.0	46.8	24.4	25.5
300～999人	100.0	68.8	29.9	35.6	10.7	31.2
100～299人	100.0	62.4	31.8	28.7	7.6	37.6
30～99人	100.0	58.2	37.4	18.1	3.9	41.8
鉱業,採石業,砂利採取業	100.0	80.2	66.2	16.0	6.3	19.8
建設業	100.0	61.5	56.1	4.9	2.1	38.5
製造業	100.0	63.6	51.2	8.8	7.8	36.4
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	69.1	27.4	46.3	8.7	30.9
情報通信業	100.0	45.3	8.9	13.9	25.3	54.7
運輸業,郵便業	100.0	76.3	50.1	28.4	3.7	23.7
卸売業,小売業	100.0	58.1	34.9	20.2	4.1	41.9
金融業,保険業	100.0	27.6	4.6	18.1	8.7	72.4
不動産業,物品賃貸業	100.0	46.5	21.6	21.2	6.9	53.5
学術研究,専門・技術サービス業	100.0	35.8	14.0	8.9	13.9	64.2
宿泊業,飲食サービス業	100.0	63.4	26.1	37.5	2.3	36.6
生活関連サービス業,娯楽業	100.0	47.4	25.3	22.5	5.3	52.6
教育,学習支援業	100.0	60.5	43.0	17.9	2.0	39.5
医療,福祉	100.0	68.7	21.8	47.3	1.7	31.3
複合サービス事業	100.0	56.2	29.3	27.2	12.3	43.8
サービス業(他に分類されないもの)	100.0	46.5	25.3	16.8	8.5	53.5
平成29年調査計	100.0	57.5	33.8	20.9	5.4	42.5

注：1) 「変形労働時間制を採用している企業」には、「1週間単位の変形労働時間制」を採用している企業を含む。

変形労働時間制の適用を受ける労働者割合は51.8%（平成29年調査50.7%）となっており、これを変形労働時間制の種類別にみると、「1年単位の変形労働時間制」は20.9%、「1か月単位の変形労働時間制」は23.0%、「フレックスタイム制」は7.8%となっている（第9表）。

第9表 変形労働時間制の有無、種類別適用労働者割合

（単位：％）

企業規模・産業・年	労働者計	変形労働時間制の適用を受ける労働者 ¹⁾	変形労働時間制の種類			変形労働時間制の適用を受けない労働者
			1年単位の変形労働時間制	1か月単位の変形労働時間制	フレックスタイム制	
			平成30年調査計	100.0	51.8	
1,000人以上	100.0	49.1	8.9	27.0	13.1	50.9
300～999人	100.0	52.5	21.7	24.4	6.4	47.5
100～299人	100.0	53.7	26.5	22.7	4.5	46.3
30～99人	100.0	54.0	35.7	14.9	3.1	46.0
鉱業、採石業、砂利採取業	100.0	48.4	34.1	11.1	3.3	51.6
建設業	100.0	44.0	34.0	7.0	2.9	56.0
製造業	100.0	53.4	28.3	11.3	13.8	46.6
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	68.9	4.4	34.9	29.6	31.1
情報通信業	100.0	34.0	4.6	5.4	24.0	66.0
運輸業、郵便業	100.0	68.5	28.8	36.6	3.1	31.5
卸売業、小売業	100.0	61.0	28.8	26.5	5.5	39.0
金融業、保険業	100.0	19.2	0.8	12.3	6.2	80.8
不動産業、物品賃貸業	100.0	37.4	12.1	15.0	10.2	62.6
学術研究、専門・技術サービス業	100.0	27.6	7.8	5.7	14.1	72.4
宿泊業、飲食サービス業	100.0	60.9	17.5	40.2	2.5	39.1
生活関連サービス業、娯楽業	100.0	56.3	20.3	32.7	3.3	43.7
教育、学習支援業	100.0	43.2	18.0	24.4	0.7	56.8
医療、福祉	100.0	57.5	11.6	45.6	0.2	42.5
複合サービス事業	100.0	37.0	4.3	30.6	2.1	63.0
サービス業(他に分類されないもの)	100.0	44.9	15.6	21.8	7.6	55.1
平成29年調査計	100.0	50.7	20.9	21.9	7.9	49.3

注：1) 「変形労働時間制の適用を受ける労働者」には、「1週間単位の非定型的変形労働時間制」の適用を受ける労働者を含む。

(7) みなし労働時間制

みなし労働時間制を採用している企業割合は15.9%（平成29年調査14.0%）となっており、これをみなし労働時間制の種類別（複数回答）にみると、「事業場外みなし労働時間制」が14.3%、「専門業務型裁量労働制」が1.8%、「企画業務型裁量労働制」が0.8%となっている（第10表）。

第10表 みなし労働時間制の有無、種類別採用企業割合

（単位：％）

企業規模・年	全企業	みなし労働時間制を採用している企業	みなし労働時間制の種類（複数回答）			みなし労働時間制を採用していない企業
			事業場外 みなし労働時間制	専門業務型 裁量労働制	企画業務型 裁量労働制	
1,000人以上	100.0	25.9	16.5	11.0	4.7	74.1
300～999人	100.0	19.3	16.5	3.7	1.0	80.7
100～299人	100.0	18.2	15.8	2.8	1.0	81.8
30～99人	100.0	14.5	13.5	1.0	0.5	85.5
平成29年調査計	100.0	14.0	12.0	2.5	1.0	86.0

みなし労働時間制の適用を受ける労働者割合は9.5%（平成29年調査8.5%）となっており、これをみなし労働時間制の種類別にみると、「事業場外みなし労働時間制」が7.9%、「専門業務型裁量労働制」が1.3%、「企画業務型裁量労働制」が0.3%となっている（第11表）。

第11表 みなし労働時間制の有無、種類別適用労働者割合

（単位：％）

企業規模・年	労働者計	みなし労働時間制の適用を受ける労働者	みなし労働時間制の種類			みなし労働時間制の適用を受けない労働者
			事業場外 みなし労働時間制	専門業務型 裁量労働制	企画業務型 裁量労働制	
1,000人以上	100.0	11.2	8.3	2.2	0.7	88.8
300～999人	100.0	8.7	7.9	0.7	0.1	91.3
100～299人	100.0	9.4	8.2	0.9	0.2	90.6
30～99人	100.0	7.5	7.0	0.4	0.1	92.5
平成29年調査計	100.0	8.5	6.7	1.4	0.4	91.5

(8) 勤務間インターバル制度

1年間を通じて実際の終業時刻から始業時刻までの間隔が11時間以上空いている労働者が「全員」の企業割合は40.5%(平成29年調査37.3%)、「ほとんど全員」の企業割合は33.5%(同34.3%)となっている。また、「ほとんどいない」の企業割合は2.1%(同3.5%)、「全くいない」の企業割合は6.8%(同9.2%)となっている。(第12表)

第12表 実際の終業時刻から始業時刻までの間隔が11時間以上空いている労働者の状況別企業割合

(単位：%)

企業規模・年	全企業	全く いない	ほとんど いない	全体の 4分の1 程度いる	半数程度 いる	全体の 4分の3 程度いる	ほとんど 全員	全員	不明
平成30年調査計	100.0	6.8	2.1	2.4	5.6	6.9	33.5	40.5	2.1
1,000人以上	100.0	3.7	2.5	3.3	8.8	17.1	46.2	12.7	5.8
300～999人	100.0	4.5	2.0	3.4	8.3	13.5	46.3	19.8	2.1
100～299人	100.0	4.7	1.5	2.9	3.7	9.0	41.9	34.1	2.2
30～99人	100.0	7.8	2.3	2.2	5.8	5.3	29.1	45.6	2.0
平成29年調査計	100.0	9.2	3.5	2.1	4.6	7.7	34.3	37.3	1.3

勤務間インターバル制度の導入状況別の企業割合をみると、「導入している」が1.8%(平成29年調査1.4%)、「導入を予定又は検討している」が9.1%(同5.1%)、「導入予定はなく、検討もしていない」が89.1%(同92.9%)となっている(第13表)。

第13表 勤務間インターバル制度の導入状況別企業割合及び1企業平均間隔時間

(単位：%)

企業規模・産業・年	全企業	導入して いる	1企業平均 間隔時間 1)	導入を予定 又は検討 している	導入予定 はなく、 検討もして いない	不明
			(時間、分)			
平成30年調査計	100.0	1.8	10：58	9.1	89.1	0.0
1,000人以上	100.0	5.1	9：42	23.7	71.1	0.1
300～999人	100.0	3.5	10：27	10.9	85.4	0.1
100～299人	100.0	2.1	9：43	11.6	86.3	-
30～99人	100.0	1.4	11：55	7.6	90.9	0.0
鉱業、採石業、砂利採取業	100.0	-	-	7.7	92.3	-
建設業	100.0	2.6	11：34	3.7	93.8	-
製造業	100.0	1.6	10：37	7.2	91.2	0.0
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	0.5	…	5.1	93.2	1.3
情報通信業	100.0	2.7	11：05	19.2	78.1	-
運輸業、郵便業	100.0	4.1	8：20	11.2	84.7	0.0
卸売業、小売業	100.0	1.8	10：34	11.0	87.3	-
金融業、保険業	100.0	1.0	9：56	3.7	95.3	-
不動産業、物品賃貸業	100.0	1.4	9：22	10.3	88.3	-
学術研究、専門・技術サービス業	100.0	0.5	8：33	7.5	92.0	-
宿泊業、飲食サービス業	100.0	0.1	…	19.3	80.5	-
生活関連サービス業、娯楽業	100.0	0.2	…	3.4	96.4	-
教育、学習支援業	100.0	2.3	12：02	3.8	92.9	1.0
医療、福祉	100.0	1.9	14：12	9.4	88.7	-
複合サービス事業	100.0	0.2	…	2.9	96.9	-
サービス業(他に分類されないもの)	100.0	1.9	10：34	5.6	92.5	-
平成29年調査計	100.0	1.4	11：15	5.1	92.9	…

注：1) 「1企業平均間隔時間」は、各企業で定められている実際の終業時刻から始業時刻までの間に空けることとしている最も短い間隔の時間の平均である。

勤務間インターバル制度の導入予定はなく、検討もしていない企業について、導入予定はなく、検討もしていない理由（複数回答）別の企業割合をみると、「超過勤務の機会が少なく、当該制度を導入する必要性を感じないため」が45.9%（平成29年調査38.0%）と最も多く、次いで、「当該制度を知らなかったため」が29.9%（同40.2%）となっている（第14表）。

第14表 勤務間インターバル制度の導入予定はなく、検討もしていない理由別企業割合

（単位：％）

企業規模・産業・年	導入予定はなく、検討もしていない ¹⁾		導入予定はなく、検討もしていない理由（複数回答）		
			夜間も含め、常時顧客や取引相手の対応が必要なため	人員不足や仕事量が多いことから、当該制度を導入すると業務に支障が生じるため	当該制度を導入すると労働時間管理が煩雑になるため
平成30年調査計	[89.1]	100.0	7.9	9.4	6.2
1,000人以上	[71.1]	100.0	16.7	18.4	16.3
300～999人	[85.4]	100.0	11.9	15.7	11.4
100～299人	[86.3]	100.0	10.6	12.7	7.0
30～99人	[90.9]	100.0	6.5	7.6	5.2
鉱業、採石業、砂利採取業	[92.3]	100.0	5.8	3.8	10.3
建設業	[93.8]	100.0	13.2	13.8	8.3
製造業	[91.2]	100.0	5.4	9.7	6.3
電気・ガス・熱供給・水道業	[93.2]	100.0	21.3	5.3	8.1
情報通信業	[78.1]	100.0	13.7	7.4	11.8
運輸業、郵便業	[84.7]	100.0	13.7	16.2	7.6
卸売業、小売業	[87.3]	100.0	6.5	5.4	5.3
金融業、保険業	[95.3]	100.0	3.1	3.5	3.9
不動産業、物品賃貸業	[88.3]	100.0	7.7	9.5	2.5
学術研究、専門・技術サービス業	[92.0]	100.0	4.1	12.8	13.5
宿泊業、飲食サービス業	[80.5]	100.0	11.9	19.1	3.1
生活関連サービス業、娯楽業	[96.4]	100.0	4.5	2.5	4.1
教育、学習支援業	[92.9]	100.0	2.9	3.9	1.8
医療、福祉	[88.7]	100.0	8.0	9.0	6.1
複合サービス事業	[96.9]	100.0	2.5	12.3	5.9
サービス業(他に分類されないもの)	[92.5]	100.0	9.7	8.9	7.4
平成29年調査計	[92.9]	100.0	8.1	7.7	5.0

企業規模・産業・年	導入予定はなく、検討もしていない理由（複数回答）			
	超過勤務の機会が少なく、当該制度を導入する必要性を感じないため	その他	当該制度を知らなかったため	不明
平成30年調査計	45.9	6.7	29.9	0.9
1,000人以上	36.2	19.4	9.5	0.6
300～999人	41.6	11.2	18.4	1.4
100～299人	46.6	7.9	25.0	0.8
30～99人	46.4	5.5	33.0	0.9
鉱業、採石業、砂利採取業	60.2	11.8	22.4	-
建設業	34.2	5.3	32.9	-
製造業	48.4	8.1	28.8	0.1
電気・ガス・熱供給・水道業	47.7	9.3	18.6	2.3
情報通信業	46.3	11.7	23.5	0.4
運輸業、郵便業	23.8	9.9	33.1	4.3
卸売業、小売業	52.5	2.8	28.8	2.0
金融業、保険業	75.3	5.1	12.1	0.8
不動産業、物品賃貸業	62.0	3.4	20.8	-
学術研究、専門・技術サービス業	45.4	6.4	26.1	-
宿泊業、飲食サービス業	30.4	8.2	39.6	0.1
生活関連サービス業、娯楽業	41.3	11.1	35.8	1.7
教育、学習支援業	66.2	10.5	17.5	0.4
医療、福祉	48.6	5.2	31.1	-
複合サービス事業	42.2	9.3	32.6	0.5
サービス業(他に分類されないもの)	45.5	6.7	30.5	1.6
平成29年調査計	38.0	7.4	40.2	...

注：1) [] 内の数値は、全企業に対する勤務間インターバル制度の「導入予定はなく、検討もしていない」企業割合である。